

令和7年第12回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和7年12月25日(木)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 坂本 建治	午後1時55分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀬守	出	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明  
次長 菅谷順吾  
書記 青木智史  
書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和7年第12回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和7年第12回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第91号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第92号から議案第93号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第94号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>議事日程は、以上となります。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、鳥塚正実委員と新井徹委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第4号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1号の規定により届出につきましては、農地を、畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。</p> <p>それでは、報告第4号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>届出者は、届出農地をはじめ、近隣の農地を所有・管理しており、本届出地には、農業用物置が設置されております。</p> <p>この物置は、届出者の先代により、すでに設置されているものですが、物置には、農地の管理に必要な農機具等が保管されていることから、引き続き利用していく必要があり、設置後となりますが、適切な手続きを行うため、届出に至ったとのことですが、</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>報告事項ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第91号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第91号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または</p>

設定をするものです。

それでは、議案第 91 号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。

譲受人は以前から、申請地の管理をしていましたが、譲渡人より県外在住のため手放したい旨の話しがあり、申請に至ったものです。

なお、申請地では、露地野菜の栽培を行う予定となっております。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長

この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

保坂推進委員。

保坂推進委員

議案第 91 号について、ご報告いたします。

先日、譲受人に事情を伺い、現地確認を行いました。

内容については、事務局のとおりで、補足いたしますと、相続により申請地を取得した譲渡人ですが、遠方のため、すでに譲受人が耕作している状況であったとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 91 号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第 4、議案第 92 号から議案第 93 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請についてを議題といたします。

それでは、議案第 92 号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 92 号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

申請者、譲受人は、申請地近くの実家に、家族と居住しておりますが、近く、婚姻を予定していることから、独立した生活を始めるべく、自己用住宅の建築を計画したところ、申請地を、父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長

この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

鳥塚委員。

鳥塚委員

議案第 92 号について、意見申述をさせていただきます。

令和 7 年 12 月 20 日に現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。

申請地は第 2 種農地であり、東と北の町道に接する角地で、住宅が点在している場所ですので、周辺農地への影響はないものと考えられ、特に問題ないものと思っておりますので、ご審議

	をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 92 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第 93 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 93 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地と隣接する宅地で、飲食店を営んでおります。 この飲食店の敷地は、譲受人が、亡き父から使用貸借し、利用開始したのですが、来客者の増加に伴い、駐車場スペースが不足していたことから、父が申請地を借地し、駐車場として整備したとのことです。 この度、譲渡人が申請地を相続し、譲り渡したいと考え、調査したところ、農地のままであったことが分かり、申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、顛末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。 吉川推進委員。
吉川推進委員	議案第 93 号について、現地調査及び譲受人へのヒアリングを、坂本委員と栗原委員と共に、12 月 20 日に行いましたので、ご報告いたします。 譲受人も、現地確認に立ち会っていただきましたが、事務局から説明のあったとおり、事情を伺いました。 譲受人は、飲食店を営んでおり、車の問題を抱え、所有している駐車場では狭いということで、申請地を譲り受けたいとのことでした。 特段の影響はないと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 93 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 94 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたしますが、保坂昭推進委員が、関係のある事項に該当するため、退席の申し入れがあり、許可することといたしましたので、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。

議長	<p>(保坂推進委員 退席)</p> <p>それでは、議案第 94 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。 議案第 4 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 今回の計画は、全 3 筆で合計面積 3,322 m<sup>2</sup>です。 農地は、右下の内訳のとおりです。3 筆全て利用権の終期に伴う更新となります。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 94 号について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、保坂昭推進委員は、復席してください。 (保坂推進委員が復席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 今回の総会ですが、1 月 26 日、月曜日で、互助会の催しがありますので、午後 4 時からということで御予定を頂き、議案数により、正式な開始時間を決めまして、開催通知でお知らせしたいと存じます。 繰り返し申し上げます。 1 月 26 日、月曜日の午後 4 時からということで御予定頂き、正式な開始時刻は、開催通知でお知らせいたします。</p>
議長	<p>以上、よろしく願いいたします。 それでは、他に無いようですので、令和 7 年第 12 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

新井 徹 委員      鳥塚 正実 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年12月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

新 井 徹

委 員

鳥 塚 正 実